

「食育の推進に関するアンケート調査」の概要

今後の作業スケジュール

1 調査の名称

食育の推進に関するアンケート調査

2 調査の目的

本調査は、平成 25 年 12 月から実施している「食育の推進に関する政策評価」の一環として、

- ① 国民から、食育を実施していない場合の理由や食育の重要性を認識することとなったきっかけを把握し、食育の実践度を向上させるための方策を明らかにすること
- ② 学校における食育に関する取組状況、栄養教諭の配置状況、当該学校に通う児童及びその保護者における食育の実践度等を把握することにより、学校における取組の効果及び栄養教諭の配置による効果を把握し、もって、食育関連施策を評価する上で活用することを目的とするものである。

3 調査対象

- ① 国民調査票：全国の市区町村に居住する満 20 歳以上の者 4,000 人
- ② 児童・保護者調査票：下記③の学校に通う児童 4,378 人（6 年生を対象）及びその保護者 4,378 人
- ③ 学校調査票：全国の完全給食を実施している公立小学校 150 校（栄養教諭在籍校 50 校、学校栄養職員在籍校 50 校及び両者非在籍校 50 校）

4 アンケートの構成等

(1) 国民アンケート

第 2 次食育推進基本計画における 11 の数値目標のうち国民に対するアンケートに馴染まないもの（市町村計画の作成率等）を除く 7 つの数値目標及び当局において脈絡図を整理した過程で把握した三つの新規追加候補指標（マナー、伝統料理・郷土食及び食品ロス）について、食育の実践度や実践していない場合の理由等を把握する。

(2) 学校、児童・保護者アンケート

- ① 基本的には国民アンケートと同様、第 2 次食育推進基本計画における数値目標及び新規追加候補指標に係る栄養教諭を中核とした学校における各種食育の取組内容等とする。
- ② 設問は、朝食摂取など食育の実践度等を把握する内容とし、①の学校における取組内容等と児童の実践度等をクロス集計する。
- ③ ②の児童の保護者に対して、学校における取組による当該保護者の食育に関する考え方に与える影響度等を把握するとともに、①の学校における取組内容等と保護者の実践度等をクロス集計する。

5 法的手続

本アンケート調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 5 項及び同条第 7 項の一般統計調査に該当することから、同法第 19 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を得て実施

6 調査時期（予定）

- ① 学校・児童・保護者アンケート：平成 26 年 10 月 22 日～
- ② 国民アンケート：平成 26 年 12 月 2 日～（予定）（対象者を住民基本台帳から無作為抽出するのに期間を要するため）

7 結果の取りまとめ

学校・児童・保護者アンケート及び国民アンケートを取りまとめ次第、結果を公表（平成 27 年 2 月目途）するとともに、本政策評価に反映

年 月	事 項
平成 26 年 12 月	○ 政策評価分科会（方向性付議、審議結果を今後の取りまとめに反映）
平成 27 年 1 月	○ 政策評価書素案作成
2 月	○ アンケート結果の公表
3 月	○ 評価結果の公表